

## 平成25年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨

### I 日時・場所

平成26年3月13日（木）14：55～15：45  
福岡県自治会館1階 101会議室

### II 出席者

- 1 委員 村上英明委員（会長）、遠藤 勉委員（会長職務代理委員）、貫 博喜委員、佐藤紀子委員【欠席：野田健一委員】
- 2 職員 井上事務局長、後藤事務局次長、大橋医療費適正化等担当次長、栗山総務課長、大村総務課課長、江崎事業課長、磯邊事業課課長ほか

### III 議事の要旨

#### 1 会長の互選

互選により、村上英明委員が会長に選任された。

#### 2 会長職務代理者の指名

会長から会長職務代理者として、遠藤勉委員が指名された。

#### 3 審査会条例題3条「所掌事務」等について

【事務局】（審査会条例第3条「所掌事務」等について「関係条例集」に基づき説明）

【委員】これまでに不服申し立てが出たことがあるのか。

【事務局】直近では、平成23年度に公文書の不開示決定にかかる異議申し立て、公文書の部分開示決定にかかる異議申し立ての2件を審査会に諮問させていただいている。平成24年度については、不服申し立てはなかった。

【委員】今の所掌事務からすると、本審査会は定例で開く必要はなく、諮問事項がある時に開催するという考え方で良いか。

【事務局】ご指摘のとおりである。

#### 4 説明・報告事項

- (1) 平成24年度情報公開条例の運用状況
- (2) 平成24年度個人情報保護条例の運用状況

【事務局】（「平成24年度情報公開条例の運用状況」「平成24年度個人情報保護条例の運用状況」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【委員】個人情報の開示内容33番については、委任者本人がなぜ開示請求を行ったのか。

【事務局】申請の目的は確認していないが、不正請求等の疑いがあったのではないかと考えている。

【委員】不正請求ということは、委任状を勝手に作成された、偽造されたなどの疑いがあったということか。

【事務局】本制度はあんま・マッサージの診療所で施術した時に、患者は施術者に委任をして、請求を広域連合に行うという流れである。その際の委任に対して、何らかの不審を思われたのではなかろうかと思う。

【委員】故人の情報開示請求について、条例では規定はないが、どういった運用をおこなっているのか。

【事務局】条例で定めがないため、「運用の手引き」を別に定め、取り扱っている。故人の個人情報については、相続財産に関する情報など、当該個人情報が同時に、遺族等の情報になる場合がある。従って、死者の近親者（配偶者、子、父母、これらに準じる方）について、社会通念上、その近親者自身の個人情報と見なしうる程、密接な関係があるという方に限って、自己の個人情報として開示請求をすることが出来るという運用を行っている。

【委員】他の自治体で最近多く見受けられることで、自分の住民票や印鑑証明が、第三者によって取得されたのではないかという自己情報開示請求が非常に増えている。こうした事例は広域連合ではないか。

【事務局】ご質問の事例は見受けられていない。

### (3) 「市町村へのレセプト情報提供」について

【事務局】（「市町村へのレセプト情報提供」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【委員】福岡市はセキュリティ等について詳細な資料が添付されているが、他の自治体については資料が少ない。各自治体の条例に基づき個人情報の管理をされるとは思うが、福岡市のように詳細な依頼をいただく方が、提供する側として安心できると思うが、広域連合として求める必要はないか。

【事務局】各市町村に情報提供を行う場合は、情報提供に関する合意書を取り交わして行っている。また、各市町村においても、個人情報保護に関する条例等で規制を定められており、それに基づいて情報提供を行っている。

【委員】市町村へのレセプト情報提供が増えているということは、医療費の適正化にむけて、市町村が独自にレセプト等を分析するなどの取組みが、増えているということなのか。

【事務局】そのとおりである。各市町村から医療費の適正化や健康づくり等を目的として、情報提供の請求をいただいている。各市町村では、地域性や特性があり、こうした情報提供を求められることが非常に多くなってきている。今後も恐らく、こうした傾向にあると考えている。広域連合としても、医療費がより適正になるように、制限は設けながらも情報は提供していくことを希望する。

【委員】大学との共同研究を行う市町村もあるが、データがその市町村以

外の所でも使われていることについて、取扱いはどうなっているのか。大学であれば、間違いはないと思うが、例えば外部のコンサル等を使われる場合は、心配な所である。

【事務局】研究事業等に活用するデータについては、個人が特定できないよう、暗号化するなど必要な措置を行っている。

また、今回報告の件については、自治体と大学の間で締結している協定書を添付資料として出していただいている。協定書の中に、機密保持に関する項目を盛り込んでおり、民間企業にアウトソーシングをする場合も、同様の協定書等を締結している。市町村が外部と委託契約を結んだ場合については、その協定書を必ず添付していただき、レセプトデータ等の情報を提供するという形をとっている。

【委員】行政団体の職員は個人情報保護に関する意識はあると思うが、第三者の場合は、セキュリティに関する協定書等を締結しても意識として、希薄ではないかと若干危惧する部分もある。常日頃気をつけていくという意識付けが必要かと思う。

#### 4 その他

【事務局】（「後期高齢者医療制度事業概要」の説明）

【委員】前回はパンフレット（健康長寿だより）の配付があったが、新年度版が出来ていればいただきたい。

【事務局】現在、作成中ため、出来次第、委員の皆様にお送りする。